

我が国における2020年の保障措置活動の実施結果及び 国際原子機関（IAEA）による「2020年版保障措置声明」の公表

令和3年7月6日
原子力規制庁

1. 我が国における2020年の保障措置活動の実施結果

- (1) 我が国は、核兵器不拡散条約(NPT)に加盟しており、国際原子力機関(IAEA)との間で保障措置協定及び同協定の追加議定書並びに二国間原子力協力協定等を締結している。

原子力規制委員会は、これらの国際約束を実施するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)に基づき、保障措置検査等の実施を含む国際規制物資の使用に関する規制を行っている。

特に、2020年は、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況においても保障措置活動は計画どおり実施するとのIAEAの方針を踏まえ、原子力規制委員会は、IAEAと積極的に情報共有を図りながら、保障措置活動を実施した。

我が国が2020年中に行った保障措置活動の概況は以下のとおり。

① 国際規制物資の計量管理、その報告及び申告(別紙1、別紙2)

2,122の国際規制物資使用者等は、保有する国際規制物資の計量管理を行い、4,704件の計量管理に関する報告を原子力規制委員会に提出した。

原子力規制委員会は、それらの報告及び追加議定書に基づく拡大申告の対象となっている活動情報について、外務省を通じてIAEAに提供した。

② 原子力規制委員会による保障措置検査等の実施(別紙1)

原子力規制委員会は、IAEAが我が国からの報告及び申告を基に実施した査察等への立ち会いを含め、1,795人・日¹の保障措置検査等を実施した。なお、2020年に進展した主な取組は以下のとおり。

● 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対する特別な保障措置活動の実施

通常の保障措置活動の実施が困難な1～3号機に対して、カメラと放射線モニターによる常時監視や、同発電所サイト内のみに適用される追加的検認活動により、核物質の未申告の持ち出しがないことを確認した。3号機の使用済燃料プールから共用プールへ移送された燃料については、実在庫検認を行った。また、1～3号機の燃料デブリの取り出しや、燃料デブリの払出し施設及び受入れ施設における計量管理等に関して、IAEAと検討・協議を行った。1～3号機以外にある全ての核物質については、通常の軽水炉と同等の検認活動を行った。

¹ 日 IAEA 保障措置協定における通常査察として実施される保障措置検査実績 1,659 人・日、並びに同協定に基づく設計情報検認・検査及び追加議定書に基づく補完的なアクセス数の合計 136 人・日を合計した数

- 単独保障措置検査の開始

我が国が単独で行う保障措置検査について、2020年2月に制定した保障措置検査実施要領に基づき2020年4月から12月までにおける単独保障措置検査年間計画を策定した。新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえつつ、同計画に基づき合計16件の施設に対し31人・日の単独保障措置検査を実施した。

- 国レベル保障措置手法に基づく新たな査察活動の開始

IAEAは新たに策定した国レベル保障措置手法²に基づき査察活動の一部の見直しを進めしており、我が国においては、2020年は、ウラン加工施設、ウラン濃縮施設、実用発電用原子炉等及び六ヶ所再処理施設において、新たな実施手順による査察活動を開始した。

(3) 2020年に実施したその他の保障措置活動

保障措置検査等以外の主な保障措置活動は以下のとおり。

- 国際規制物資の使用等に関する規則の改正

査察用封印及び監視装置の毀損が発生した場合の事業者から原子力規制委員会への報告ルールの明確化及び原子炉等規制法に基づく立入検査の実施のための検討を行い、2021年2月に国際規制物資の使用等に関する規則(昭和36年総理府令第50号)の改正等を行った。

- 保障措置検査で試料採取した核燃料物質の分析

原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査において施設から採取した試料のうち162の試料について核燃料物質の濃度、同位体組成比等を分析し、その結果を施設からの申告値と比較し、IAEAとの間で保障措置上有意な差異がないことを確認した。

- 保障措置分析技術の開発・高度化

IAEAのネットワーク分析所として認定を受けている国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)の高度環境分析研究棟(CLEAR)において、IAEAから提供された世界の環境試料52件を分析した。JAEAはこれらの結果をIAEAに提供するとともに、我が国の環境試料分析手法の開発及び高度化に取り組んだ。

(2) 2020年中に原子力規制委員会が実施した保障措置検査等により、国際規制物資使用者等による国際規制物資の計量及び管理が適切に行われていることを確認した。

²当該国が持つ核燃料サイクルやその技術・能力から考えられる核爆発装置の取得経路を特定し、見つけるために設定された当該国全体を単位として最適化された保障措置手段を記したもの。

2. IAEAによる「2020年版保障措置声明」の公表

IAEAは、各国と締結する保障措置協定及び同協定の追加議定書に基づき、これらの国の核物質が核兵器やその他の核爆発装置に転用されていないことを確認する目的で保障措置活動を行っている。

IAEAは保障措置活動として、締約国が申告する核物質の計量情報や原子力関連活動に関する情報について、査察等により、申告された核物質の平和的利用からの転用や未申告の核物質又は活動が無いかを確認し、その評価結果をとりまとめている。

この一環として、IAEAは、毎年、前年に行った保障措置活動について評価結果をとりまとめた「保障措置声明」を公表している。2020年版については、令和3年6月に公表された。

この保障措置声明は、IAEAが加盟国と締結する保障措置協定の種類及び確認された核物質の範囲に応じとりまとめられており、我が国は、核兵器不拡散条約上の非核兵器国が締結する保障措置協定(包括的保障措置協定)とともに追加議定書が発効している国の一として以下のとおり評価された。

IAEA事務局は、包括的保障措置協定及び追加議定書が発効している131の国の中、72の国について、

- ・申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候が見られない
- ・未申告の核物質及び活動の兆候が見られない

ことを根拠として、すべての核物質が平和的活動にとどまっている(拡大結論)と評価した。

IAEAの「2020年版保障措置声明(Safeguards Statement for 2020)」のURL:

<https://www.iaea.org/sites/default/files/21/06/statement-sir-2020.pdf>

※2020年保障措置声明における評価結果の概要是、参考1を参照。

なお、我が国はIAEAより、初めて拡大結論が導出された2003年以降連續して、我が国にあるすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの評価を得ている。

我が国における保障措置活動状況(2020年)

①我が国の国内計量管理制度に基づく保障措置検査実績及び各種報告件数等

()内は2019年

原子炉等規制法関係法令上の規制区分 ^{注1}	施設等の数 ^{注2} 保障措置検査実績 施設等の数	保障措置検査実績 (人・日)			国際規制物資の使用等に関する規則に基づく (件数)							
		合計	国の職員	指定保障措置検査 等実施機関 ^{注3}	計量管理規定 ^{注5}		計量管理に関する報告 ^{注6}					
					認可 (承認) ^{注4}	変更認可 (承認)	合計	在庫変動報告	物質収支報告	実在庫明細表	核燃料物質 管理報告書	
加工	6 (6)	6 (6)	220 (226)	11 (8)	209 (218)	対象外	0 (0)	72 (36)	64 (73)	51 (56)	7 (10)	6 (7)
試験研究用等 原子炉	22 (22)	15 (16)	126 (131)	4 (0)	122 (131)				62 (58)	18 (13)	22 (23)	22 (22)
実用発電用原子炉	57 (57)	54 (54)	168 (134)	14 (4)	154 (130)				170 (160)	46 (34)	62 (63)	62 (63)
研究開発段階 発電用原子炉	2 (2)	2 (2)	15 (29)	0 (1)	15 (28)				4 (6)	0 (2)	2 (2)	2 (2)
再処理	3 (3)	3 (3)	725 (761)	2 (0)	723 (761)				42 (42)	36 (36)	3 (3)	3 (3)
使用	201 (205)	32 (29)	403 (357)	10 (5)	393 (352)				757 (759)	338 (323)	209 (217)	210 (219)
原子力利用 国際規制物資使用者	10 (10)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)				35 (34)	12 (14)	12 (10)	11 (10)
非原子力利用 国際規制物資使用者 ^{注4}	1,821 (1,786)	対象外	対象外						67 (43)	67 (43)	125 (106)	3,570 (3,504)
合計	2,122 (2,091)	113 (110)	1,659 (1,638)	41 (18)	1,618 (1,620)				67 (43)	67 (43)	199 (146)	4,704 (4,636)
									501 (478)	317 (328)	316 (326)	3,570 (3,504)

・ 表中の「-」は対象が存在しないことを表す。

注 1 原子炉等規制法に基づき国際規制物資を使用している者の区分。加工事業者(第13条第1項)、試験研究用等原子炉設置者(第23条第1項)、発電用原子炉設置者(第43条の3の5第1項)、再処理事業者(第44条第1項)、核燃料物質の使用者(第52条第1項)、国際規制物資使用者(第61条の3第1項)に区分され、そのうち、発電用原子炉設置者は実用発電用原子炉設置者と研究開発段階発電用原子炉設置者に、国際規制物資使用者は原子力利用国際規制物資使用者と非原子力利用国際規制物資使用者に分類される。製錬事業者(第3条第1項)、使用済燃料貯蔵事業者(第43条の4第1項)及び廃棄事業者(第51条の2第1項)は施設数がないため記載せず。

注 2 保障措置上の区分に基づく施設数を記載。(原子炉等規制法に基づく事業所の数とは必ずしも一致しない。)

なお、国際規制物資使用者については、国際規制物資使用許可を取得している事業所の数を記載。

注 3 原子炉等規制法第61条の23の2に規定される指定保障措置検査等実施機関:公益財団法人核物質管理センター。

注 4 核燃料物質を使用する者に限る。

注 5 原子炉等規制法第61条の8に基づき、国際規制物資を使用している者(製錬事業者を除く)が国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために定める規定。

注 6 国際規制物資を使用する者(製錬事業者を除く)が国際規制物資の使用等に関する規則第7条各項及び計量管理規定に基づき行う報告。

②日・IAEA保障措置協定に基づく設計情報検認・検査及び追加議定書に基づく補完的なアクセス数

立入検査の種類	立入検査等実施回数	立入検査等実績(人・日)
設計情報検認・検査 ^{注7}	86 (87)	88 (93)
補完的なアクセス ^{注8}	23 (24)	48 (47)
合 計	109 (111)	136 (140)

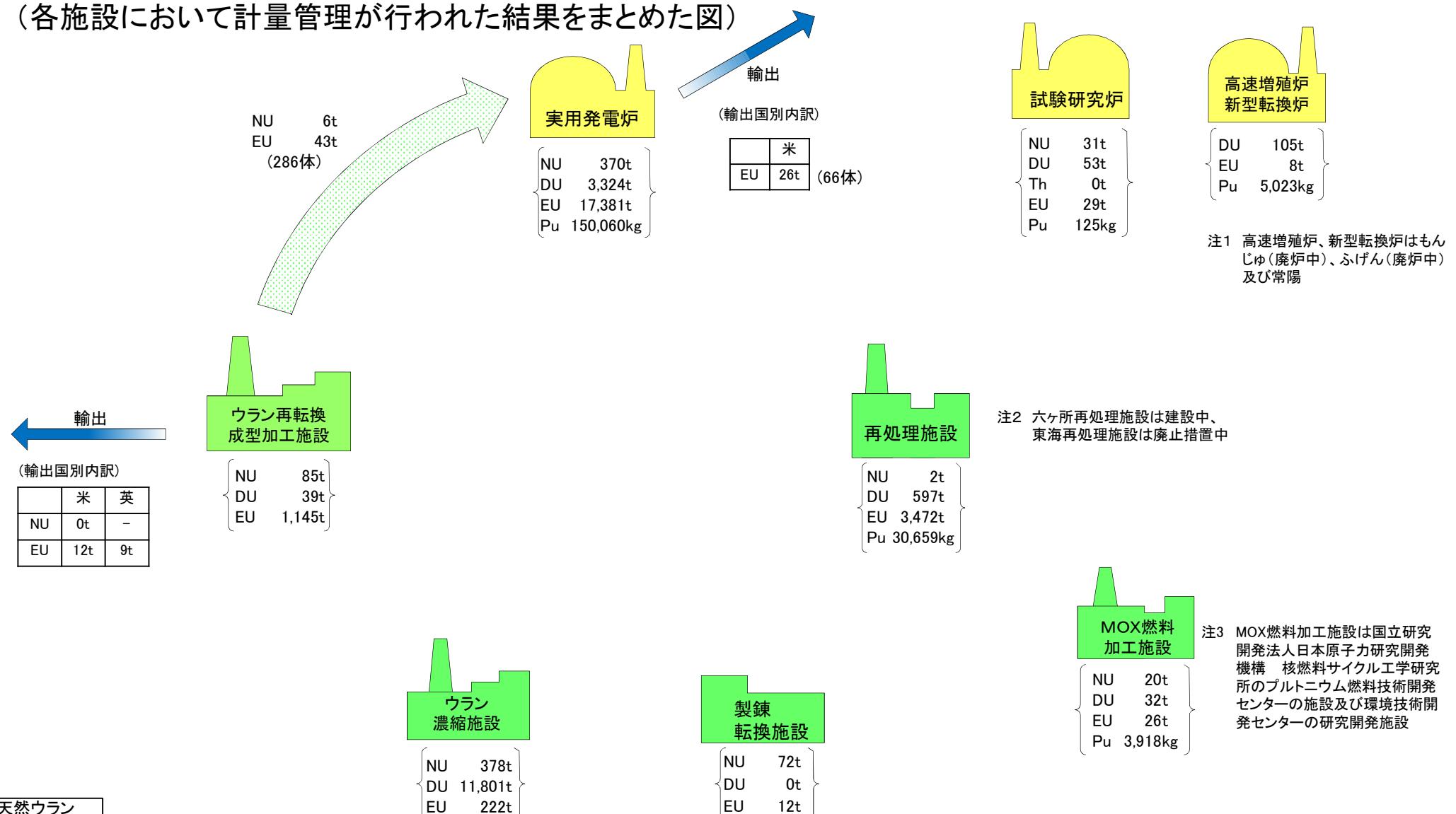
注 7 日・IAEA保障措置協定に基づき、IAEAに提供した施設の設計情報の正確性及び完全性を検認・検査するもの。

注 8 日・IAEA保障措置協定の追加議定書に基づき、未申告の核物質や原子力活動がないことなどを確認するため、IAEA、国の検査官及び外務省が同時に立ち入るもの。

我が国の核燃料物質量一覧

①主要な核燃料物質移動量(2020年)

(各施設において計量管理が行われた結果をまとめた図)



NU: 天然ウラン
DU: 劣化ウラン
Th: トリウム
EU: 濃縮ウラン
Pu: プルトニウム
(): 燃料単位体数

図中の施設区分は原子炉等規制法及びその関係法令に基づく規制区分とは異なる。
施設区分には、それらの施設に附帯する施設を含まない。
なお、施設区分の在庫量については、2020年12月31日現在の元素重量を記載。
Puは0.1kg以上、その他の元素は0.1t以上の元素重量を対象に記載。

②原子炉等規制法上の規制区分別の核燃料物質の在庫量

2020年12月31日現在

()内は2019年12月31日現在

核燃料物質の区分 ^{注1} 原子炉等規制 法上の規制区分 ^{注2}	天然ウラン (t)	劣化ウラン (t)	トリウム (t)	濃縮ウラン		プルトニウム (kg)
				U(t)	U-235(t)	
加工	463 (469)	11,839 (11,840)	0 (0)	1,367 (1,431)	55 (58)	- (-)
試験研究用等 原子炉	31 (31)	63 (63)	0 (0)	34 (34)	2 (2)	1,842 (1,842)
実用発電用 原子炉	370 (393)	3,324 (3,279)	- (-)	17,381 (17,394)	352 (361)	150,060 (147,315)
研究開発段階 発電用原子炉	- (-)	95 (95)	- (-)	3 (3)	0 (0)	3,306 (3,306)
再処理	2 (2)	597 (597)	0 (0)	3,472 (3,472)	33 (33)	30,659 (30,660)
使用	121 (121)	252 (252)	5 (5)	48 (48)	1 (1)	3,999 (4,002)
原子力利用 国際規制物資使用者	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
非原子力利用 国際規制物資使用者	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
合計 ^{注3}	987 (1,016)	16,171 (16,126)	5 (5)	22,305 (22,383)	443 (454)	189,866 (187,125)

・表中の「-」については在庫を保有していないことを表し、「0」については0.5未満の在庫を保有していることを表す。

注1 原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいている。物理的、化学的な状態によらず区分毎の合計量を記載。

注2 原子炉等規制法に基づき国際規制物資を使用している者の区分。加工事業者(第13条第1項)、試験研究用等原子炉設置者(第23条第1項)、発電用原子炉設置者(第43条の3の5第1項)、再処理事業者(第44条第1項)、核燃料物質の使用者(第52条第1項)、国際規制物資使用者(第61条の3第1項)に区分され、そのうち、発電用原子炉設置者は実用発電用原子炉設置者と研究開発段階発電用原子炉設置者に、国際規制物資使用者は原子力利用国際規制物資使用者と非原子力利用国際規制物資使用者に分類される。製錬事業者(第3条第1項)、使用済燃料貯蔵事業者(第43条の4第1項)及び廃棄事業者(第51条の2第1項)は施設数が0のため記載せず。

注3 四捨五入の関係により、合計が一致しない場合がある。

③二国間原子力協力協定等に基づく国籍区別の核燃料物質の在庫量

2020年12月31日現在
()内は2019年12月31日現在

国籍の区分 核燃料物質の区分 ^注	天然ウラン (t)	劣化ウラン (t)	トリウム (t)	濃縮ウラン		プルトニウム (kg)
				U(t)	U-235(t)	
アメリカ	80 (85)	3,750 (3,719)	1 (1)	16,107 (16,166)	313 (321)	135,770 (133,880)
イギリス	13 (13)	447 (447)	0 (0)	2,325 (2,333)	45 (46)	20,372 (20,150)
フランス	36 (36)	6,507 (6,507)	0 (0)	6,089 (6,093)	99 (101)	59,268 (59,156)
カナダ	676 (691)	5,293 (5,265)	0 (0)	5,723 (5,745)	101 (103)	55,096 (54,407)
オーストラリア	20 (20)	1,031 (1,031)	— (—)	4,011 (4,030)	80 (83)	31,548 (30,968)
中国	27 (27)	254 (253)	— (—)	277 (277)	7 (7)	2,237 (2,199)
ユーラトム	49 (49)	6,509 (6,509)	0 (0)	8,120 (8,135)	175 (178)	23,729 (23,037)
カザフスタン	— (—)	— (—)	— (—)	37 (37)	1 (1)	— (—)
韓国	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
ベトナム	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
ヨルダン	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
ロシア	— (—)	— (—)	— (—)	67 (67)	3 (3)	— (—)
トルコ	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
UAE	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
インド	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
IAEA	1 (1)	2 (2)	— (—)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
その他	168 (180)	2,075 (2,063)	4 (4)	358 (360)	8 (8)	4,231 (4,094)

- ・二国間原子力協定及びIAEAウラン供給協定の対象となる核燃料物質の量を締約国毎に記載。なお、複数の協定の対象となる核燃料物質は、それぞれの供給当事国区分に重複して計上。
- ・表中「—」については在庫を保有していないことを表し、「0」については0.5未満の在庫を保有していることを表す。

注 原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいている。物理的・化学的形状によらず区分毎の合計量を記載。

2020年保障措置声明における評価結果の概要

保障措置協定の種類	国数	評価結果	
核兵器不拡散条約締約国	190 ^{注1}	—	
保障措置協定非締約国	10	いかなる保障措置結論も導出できず。	
保障措置協定適用対象国	183 ^{注1, 注2}	—	
INFCIRC／153型保障措置協定 (包括的保障措置協定) + 追加議定書 (Additional Protocol)	131 ^{注2}	72 ^{注2}	<ul style="list-style-type: none"> 申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られない。 未申告の核物質及び活動の兆候も見られない。 ⇒ すべての核物質が平和的活動に留まっている(拡大結論)。
		59 ^{注3}	<ul style="list-style-type: none"> 申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られない。 未申告の核物質及び活動がないことに関する評価は続行中。 ⇒ 申告された核物質は平和的活動に留まっている。
INFCIRC／153型保障措置協定 (包括的保障措置協定)	44		<ul style="list-style-type: none"> 申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られない。 ⇒ 申告された核物質は平和的活動に留まっている。
自発的協定(Voluntary Offer Agreement) + 追加議定書 (Additional Protocol)	5		<ul style="list-style-type: none"> 保障措置が適用されている核物質について転用の兆候は見られない。 ⇒ 選択された施設において保障措置が適用されている核物質は平和的活動に留まっているか、又は協定に規定されるとおりに保障措置から取り下げられている。
INFCIRC／66型保障措置協定 (+追加議定書 (Additional Protocol) ^{注4})	3		<ul style="list-style-type: none"> 保障措置が適用されている核物質が転用されている、若しくは施設又は他のアイテムが不正利用されている兆候は見られない。 ⇒ 保障措置の適用されている核物質、施設及び他のアイテムは平和的活動に留まっている。

注¹ 北朝鮮を含まない。

注² この他に台湾。

注³ 追加議定書署名のみのイランを含む。

注⁴ インドのみ。